

基本重力測量作業規程

(制定) 令和3年3月31日 国地達第7号
(改正) 令和5年11月22日 国地達第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量のうち、基本重力測量の作業方法及び精度管理の基準を定め、測量成果の精度を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 重力点とは、当該地点における重力加速度（以下「重力値」という。）を有する測量標をいう。

2 基本重力測量とは、地球の重力場及びその経年変化を明らかにし、全国に等しく正確な重力の基準を与えるために、重力点の測量標の位置における重力値を決定する測量をいう。

3 重力値を表す計量単位及び記号は、計量単位令（平成4年政令第357号）別表第6第十号に定める重力加速度の計量単位「ミリガル」及び計量単位規則（平成4年通商産業省令第80号）別表第4に定める重力加速度の記号「mGal」を使用する。

(運用基準等)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項については、測地部長が別に定める次に掲げるものを適用する。

- 一 基本重力測量作業規程運用基準（以下「運用基準」という。）
- 二 基本重力測量計算式（以下「計算式」という。）

(重力点の区分)

第4条 重力点は、基準重力点及び一等重力点に区分する。

(基本重力測量の方式)

第5条 基本重力測量は、基準重力測量又は一等重力測量による方式とする。

2 基準重力測量は、日本の重力基準網の基盤となる基準重力点において、重力の絶対値を測定し、国際測地学協会（International Association of Geodesy、IAG）の勧告又は推奨に準拠した重力値を決定する。

3 一等重力測量は、異なる重力点間の重力差を測定し、基準重力点に結合させて、一等重力点の重力値を決定する。

(各種法令の遵守)

第6条 基本重力測量に従事する者（以下「作業従事者」という。）は、作業の実施に当たり、各種法令を遵守するとともに、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

2 この規程において使用する用語のうち、法令の定めのあるものは法令の定めによる。

(安全管理)

第7条 作業従事者は、作業の実施に当たり、安全の確保について適切な措置を講じなければならない。

(工程管理)

第8条 作業従事者は、作業計画に基づき、測量作業の進捗管理を行わなければならない。

(精度管理)

第9条 作業従事者は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行わなければならない。

第2章 基本重力測量

第1節 作業の準備

(作業の準備)

第10条 作業従事者は、作業を円滑に実施して必要な精度を確保するため、作業着手に当たり、関係法令に基づく諸手続等の必要な準備を行う。

第2節 現況把握及び選点

(既設重力点の現況把握)

第11条 作業従事者は、あらかじめ当該作業に使用する既設重力点の現況等を調査し、異常の有無を確認する。

(重力点の選点)

第12条 重力点は、地盤が安定し、保全に適切で、観測環境に適した場所を選定する。

第3節 重力点の設置

(重力点の設置)

第13条 重力点を設置するときは、あらかじめ、設置する土地等の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

2 重力点を設置するときは、測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）で定める永久標識を設置し、保全及び管理のため適切な措置を講じなければならない。

(作業の管理及び点の記の作成)

第14条 作業従事者は、重力点の設置作業等の管理に必要な資料を作成する。

2 作業従事者は、作業に使用した全ての重力点について、点の記を作成する。

第4節 観測

(主要機器の性能)

第15条 観測に使用する主要機器は、運用基準に示す性能以上とする。

(主要機器の検定等)

第16条 観測に使用する主要機器は、運用基準に基づき検定及び点検を行う。

(観測の実施及び再測)

第17条 観測及び再測は、運用基準に定める方法により実施する。

第5節 計算

(計算)

第18条 重力点の重力値、重力鉛直勾配の計算及び関連する補正計算は、運用基準及び計算式に従って行う。ただし、これと同等又はこれを上回る精度を有する計算式は、使用することができる。

2 一等重力測量は、前項の補正計算後に網平均計算を行う。

第6節 成果等の整理

(測量成果)

第19条 重力点の測量成果は、重力値とし、運用基準に従って記載しなければならない。

(測量記録の整理)

第20条 測量記録は、観測データファイル、点検簿、計算簿、点の記等に区分して整理する。

第7節 重力点の維持管理

(重力点の維持管理)

第21条 重力点の維持管理は、基準点維持に関する規程（平成27年国地達第3号）に基づき行う。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年11月22日から施行する。